

香川県条例第4号

香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(返還の債務の免除) 第8条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が大学等を卒業した日（編入学した場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める日。以下同じ。）の属する月の翌月から起算して<u>3年</u>以内に次の各号のいずれにも該当することとなり、引き続き規則で定める期間当該各号に該当するときは、奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。以下同じ。）の一部を免除するものとする。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときその他奨学金の返還の債務の一部を免除することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(返還の債務の履行猶予) 第9条 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者であつて、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。</p> <p>(返還の債務の免除) 第8条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が大学等を卒業した日（編入学した場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める日。以下同じ。）の属する月の翌月から起算して<u>6月</u>以内に次の各号のいずれにも該当することとなり、引き続き規則で定める期間当該各号に該当するときは、奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。以下同じ。）の一部を免除するものとする。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときその他奨学金の返還の債務の一部を免除することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 県内に居住していると認められること。 (2) 県内で就業していると認められること。</p> <p>2 略</p> <p>(返還の債務の履行猶予) 第9条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当す</p>

- (1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して3年以内に前条第1項各号のいずれにも該当したとき 規則で定める期間
(2)・(3) 略

るときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還の債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に前条第1項各号のいずれにも該当したとき 規則で定める期間
(2)・(3) 略

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項及び第9条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に香川県大学生等奨学金貸付条例第1条の大学等（以下「大学等」という。）を卒業した者の当該大学等に係る同条の奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。）の免除及び履行猶予について適用する。